

## 氷見市立地適正化計画改定検討委員会 設置要綱

### (設置)

第1条 氷見市の立地適正化計画における「防災指針」の作成及び立地適正化計画の改定に向けて、必要に応じて助言することを目的として、氷見市立地適正化計画改定検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

### (協議事項)

第2条 委員会は次に掲げる事項について協議及び検討を行う。

- (1) 氷見市の立地適正化計画改定に関すること
- (2) その他、委員長が特に必要と認め、審議に附した事項

### (組織)

第3条 委員会は、委員10人以内をもって組織する。

2 委員は次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 地区住民の代表
- (3) 関係団体の職員
- (4) 関係行政機関の職員
- (5) 前4号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

### (委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長を各1名置き、委員の互選によって定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

### (会議)

第5条 委員会の会議(以下「会議」という。)は、委員長が招集し、その議長となる。但し、第1回目の会議の招集については、氷見市建設部都市計画課が招集する。

2 委員は、事故等やむを得ない理由により会議に出席できない場合は、代理人を出席させることができる。

### (秘密保持義務)

第6条 委員は、委員会に関し知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用してはならない。委員の職務を退いた後においても同様とする。

### (庶務)

第7条 委員会の庶務は、氷見市建設部都市計画課において処理する。

### (細則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

### 付 則

- 1 この要綱は、令和5年10月20日から施行する。
- 2 この要綱は、計画の公表をもって、その効力を失う。